

2024 年 8 月 15 日配信号



8月9日に宮崎日向灘を震源とする地震にて、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

皆様、いかがお過ごしでしょうか。 お盆休みで帰省されていらっしゃる方、 帰省された方を迎える方、ご旅行に行かれ ている方、様々だと思います。 皆様、素敵な夏の思い出がつくれると よいですね。

今号の目次

【ご案内】災害への備えついて

【ご案内】日本オストミー協会横浜市支部 秋季相談会・交流会のお知らせ

【ご案内】

災害への備えについて

先日の宮崎の地震、ゲリラ豪雨による水害と、災害の多さに驚かされる昨今、 皆様、災害時への備えはされていますでしょうか?

今回は昨今の災害や、来る9月1日の防災の日を踏まえて、災害への備えについて ご案内したいと思います。

【災害への備え】

災害が発生した時の対策については、自分の身は自分で守る「自助」、自分たちの地域や仲間を自分たちで守る「共助」、そして市町村や消防・警察・自衛隊等が行う「公助」に大別されると思います。

オストメイトの場合のそれぞれについて詳しくご紹介していきます。

【自助】

一番確実かつ安心なのが、自分で災害に備える、ことかと思います。

今回は、どんなもの・ことを準備しておいたらよいのか、ご紹介させていただきます。

日頃の備え

● 装具類

- ・1ヶ月分の備蓄
- ・洗浄用品の備蓄(水、拭き取り洗浄料、ウェットティッシュなど)
- ・数カ所に保管(例:自宅、近県のご親戚、ご友人宅)



使用期限を定期的にチェックし、 新しく購入したものと在庫を入れ替えてください。 保管場所は、高温・多湿を避けてください。

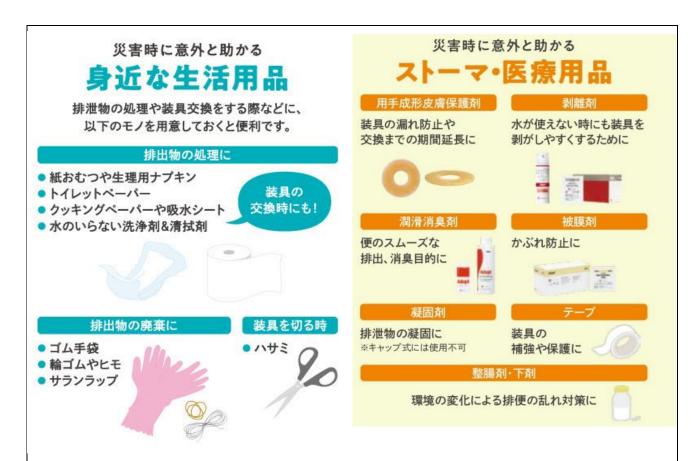
● 連絡手段の確保











装具が何より一番備えておきたいところですが、ストーマケアを行うのに必要なものも 一緒に備蓄しておきたいですね。

用手成形皮膚保護剤は、交換までの装着期間延長に活用できますし、はくり剤は、普段使わず、入浴時にお風呂ではがしているよ、という方でも、災害時は水を使えないことが多いため、必ず準備しておいてほしい一品です。また、水のいらない洗浄剤や清拭剤などもありますので、装具購入の販売店様におすすめ製品を聞いておくのもよいかと思います。

また、上記のように、他のもので代用できる場合もありますので、併せて備蓄しておくとより安心かも知れません。

【公助】

ストーマ装具については、備蓄及び災害時の供給をするよう、厚生労働省から 指針がでています。 資料①「大規模災害における応急救助の指針についての一部改正」(平成19年6月厚労省社会・援護局総務課長発通知)

第1 応急救助の実施体制の整備

- 4 災害救助基金の活用による備蓄
- (1) 救助費用の財源に充てるため、法第37条により災害救助基金(以下、「基金」という。)の積み立てが義務づけられているが、基金を活用し、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄しておくこと。なお、要援護者の生活必需品として、ストーマ用装具などの消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

第2 応急救助の実施

- 4 生活必需品の提供
- (1) 被覆、寝具などの生活必需品は・・(中略)・・また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗 器材を法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材 の費用を特別な配慮のために必要な通常の実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗 器材についても、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

皆様もお住まいの自治体が備蓄などを行なっているか?また、災害時の装具の提供に 関しては、どんなことが決められているのか、確認してみるとよいかも知れません。

【共助】

共助としては、ストーマ装具メーカー7社(アルケア・イーキン・コロプラスト・コンバテック・ソルブ・ビーブラウン・ホリスター)で構成されるストーマ用品セーフティネット連絡会では、メーカーとしての社会的責任として、<mark>災害救助法適用の市町村内の被災スト</mark>

ーマ保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持ち出しや入手が困難な

<mark>保有者</mark>に対し、ストーマ用品を無償提供するということを行なっています。

災害時のストーマ用品無償提供制度

災害救助法適用の市町村内被災ストーマ保有者で、家屋の倒壊等に よりストーマ用品の持出しや入手が困難な方が対象です。

期間

緊急時(災害発生から約1ヶ月間)において、 ストーマ用品を無償提供

受け取り方法

いつもご利用の 「ストーマ用品取扱店」へ ご使用の製品名、製品番号を伝えてください。

【ご案内】

日本オストミー協会横浜市支部 秋季相談会・交流会のお知らせ

日本オストミー協会横浜市支部では、秋季相談会・交流会を予定されています。

- ① 9月 1日(日)13:30~16:30
 - ●場所:ウィリング横浜 11階 多目的研修室 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内 京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」駅下車 徒歩3分
 - ●WOC 個別相談 湘南鎌倉総合病院 中川こず恵様
- ② 9月14日(土)13:30~16:30
 - ●場所:横浜市健康福祉総合センター AB 会議室 横浜市中区桜木町 1-1

JR 京浜東北・根岸線 横浜市営地下鉄(ブルーライン) 桜木町駅下車 ●WOC 個別相談 神奈川県立がんセンター 関 宜明様

※都合の良い方にご参加ください。初めて参加される方は、付き添いの方も どうぞ。

当日は、同じオストメイトの参加者の皆様と、グループ交流を行い、 オストメイトとしての情報交換や、悩み事などなんでも話しあえる交流会 です。

参加申し込み方法 電話:事務局へ電話で申し込み

TEL045 - 475 - 2061 (火·木·土 10 時~16 時)

Web:下記参加フォームより申し込み

秋季相談会・交流会 参加フォーム

【編集後記】

今号の内容はいかがでしたでしょうか?

災害への備えに関しては、ご自身での備えもさることながら、お住まいの自治体がどのような施策を持っているのか把握しておくと、安心かも知れません。

災害の種類や程度、範囲によっては、ライフラインや物流がいつ復旧するのか、まった く異なってくると思います。

二重、三重のセーフティネットを張っておくことで、より安心できるのではないでしょうか。

ぜひ、皆様の聞きたい、知りたいことや、こんな工夫をしています、などなど、 お声をお寄せください。

では、また、次号でお会いしましょう!

- ※尚、本メールと行き違いで配信停止、退会手続きをされた場合は何卒ご容赦ください。
- ※記載された内容は予告なく変更することがあります。
- ※このメールに掲載された記事を許可なく複製、転載することを禁じております。
- ※弊社が発行する出版物の内容や、取材、記事などついては細心の注意を払って制作 してはおりますが、各媒体、および本サイトで提供する情報、リンク先の情報など に関しましては、その完全性、正確性、安全性等についていかなる保証も行ないま せん。

また、その内容により生じたいかなる損害賠償や被害についても、一切責任を負うものではありません。

※メールマガジンの配信停止をご希望の場合は、

配信停止希望と書いて、ご住所・お名前・電話番号と配信停止理由をご記載の上 Start@hollister.co.jp にメールをください。

Copyright(C) まごころ事務局 All Rights Reserved.

[発行・編集] 株式会社ホリスター

住所:東京都品川区東品川 2-2-8 スフィアタワー天王洲 21 階